

会 議 案 第 1 号

大津市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第7条の規定により、次のとおり提出します。

令和 8年 3月18日

大 津 市 議 会 議 長

草 野 聖 地 様

提 出 者

幸 光 正 嗣

八 田 憲 児

笠 谷 洋 佑

田 中 康 博

大津市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

市議会議長、市議会副議長及び市議会議員の令和8年4月1日から令和9年4月30日までの間における議員報酬の月額は、大津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）別表第1の規定にかかわらず、市議会議長にあつては657,000円とし、市議会副議長にあつては611,000円とし、市議会議員にあつては563,000円とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

現下の大津市財政の状況及び市民生活の実情に鑑み、今期議員の任期中において議員報酬を削減し、市民福祉、暮らしの向上の財源とするため。